

令和8年度

# 事業計画

公益社団法人 日本産婦人科医会

－ 令和8年3月 －

## 令和 8 年度事業計画

I. 総務部	
A. 庶務部会	1
B. 医会報編集部会	4
C. 情報技術 (IT) 部会	6
D. 法制・倫理部会	15
E. 経理部会	16
II. 学術部	
A. 先天異常部会	17
B. 研修部会	20
III. 医療部	
A. 医療安全部会	23
B. 勤務医部会	27
C. 医業推進部会	29
D. 医療保険部会	31
IV. 事業支援部	
A. 女性保健部会	33
B. がん部会	37
C. 母子保健部会	41
V. 献金担当連絡室	45

# 令和8年度事業計画

[○印は新規事業または改変事業]

## I. 総務部

### A. 庶務部会

#### 1. 総会・理事会等各種会議の開催

- (1) 総会：6月に定時総会と、3月に臨時総会を開催する。
- (2) 理事会：定時理事会2回と、臨時理事会を1回、年3回開催する。
- (3) 常務理事会：12回開催する。
- (4) 幹事会：12回開催する。
- (5) 運営打合会：6回開催する。
- (6) 地域代表全国会議：本会事業の説明と推進協力依頼のために開催する。

#### 2. 日本産婦人科医会学術集会の実施

6ブロック（①近畿、②北海道・東北、③中国・四国、④東海・北陸、⑤九州、⑥関東）の持ち回りとし、ブロック主催で開催する日本産婦人科医会学術集会に対する支援を行う。

令和8年度は近畿ブロック（担当：大阪府）、令和9年度は北海道・東北ブロック（担当：青森県）。

10年毎の節目の年は、本会が実施する。

#### 3. 連携・組織強化等の推進

##### (1) 各都道府県産婦人科医会との連携強化

###### 1) 月例連絡・月例報告の充実等

各都道府県産婦人科医会との緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告の充実を図る。月例連絡は、常務理事会等で確認した事項を毎月各都道府県産婦人科医会に対し、電子メール等をもって行う。月例報告は、毎月15日頃までに、前月分の各都道府県産婦人科医会の活動状況等の報告を受ける。

また、必要に応じて、都道府県産婦人科医会とWebによる会議を開催する。

###### 2) 協議会、研修会等への支援

各都道府県産婦人科医会が開催する協議会、研修会等の開催に関し、その運営を可能な限り支援する。

###### 3) 事務業務のあり方検討

本会および各都道府県産婦人科医会の事務機能のあり方を検討し、公平な会員サービスができるよう支援する。

##### (2) 組織の強化等

###### 1) 新規会員の加入促進の強化

既存の入会勧誘促進用パンフレットの有効的な更新に努め、会員増に資する内容となるよう関係部等と検討する。

また、有効と考えられる支援に関しても関係部等と検討する。

- 2) 新入会員に対する通知および会員情報管理  
理事会で承認された新規加入会員に対して、会長名をもって入会承認の通知をする。入会後の会員へは指定医師必携のほか、医療保険必携、研修ノート等の出版物等を配付する。  
会員の異動等を都道府県産婦人科医会と連携を図り定期的に把握する。その情報を活用し定款に則した会員種別管理等を行う。
- 3) 産婦人科施設情報データベースの管理  
各都道府県産婦人科医会の協力による全国産婦人科施設情報データベースを更新する。収集したデータは解析し、有効利用に努める。
- 4) 国家公務員旅費法の改正に伴う規定の改正  
旅費法の改正により、日当の廃止に伴う手当のあり方を検討する。
- 5) 会員倫理委員会  
必要に応じて、会員倫理委員会を開催する。
- 6) 利益相反管理委員会  
必要に応じて、利益相反管理委員会を開催する。
- 7) プロジェクト委員会  
必要に応じて、プロジェクト委員会を設置する。
- (3) 関係諸団体との協調
  - 1) 日本医師会・都道府県医師会等  
日本医師会並びに都道府県医師会が行う事業に対し協力する。  
日本医師会との協調・連携を密にし、特に母子保健関連事項の対処に万全を期する。また、日本医師会主催「母子保健講習会」、日本医師会・こども家庭庁主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」等の運営に協力する。  
各都道府県産婦人科医会における研修会開催等に際しては、必要に応じて当該都道府県医師会と連携を図る。
  - 2) 日本産科婦人科学会  
日本産科婦人科学会とは、学会・医会ワーキンググループ会議を開催し、両会に関連する諸問題について意見交換を行う。なお、必要に応じ拡大ワーキンググループや理事長・副理事長と会長・副会長間の会議を開催する。  
公開講座・女性の健康週間、産婦人科サマースクール等の活動に共催および参画する。  
「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編」の医会側委員の委員会等を置く。
  - 3) 全国産婦人科教授との懇談会  
本会の活動について理解を得るため、全国医育機関の産婦人科教授との懇談会を日本産科婦人科学会総会・学術講演会時に開催する。
  - 4) 母子保健等関係団体  
母子保健推進会議、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本精神神経学会、日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会等関係諸団体との協調を図り、わが国の母子保健の向上に努める。また、日本家族計画協会、ジョイセフ等と連携し、家族計画活動の推進に努める。  
日本産婦人科医会、日本看護協会、日本助産師会、日本助産学会と定期的な情報交換を行い、周産期医療の向上に努める。

日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、JACDS勤務薬剤師会、日本女性薬剤師会等と協調を図る。

(4) 関係省庁等への対応

本会事業の円滑化を図るため、こども家庭庁、厚生労働省等関係省庁と緊密な連携を図る。

4. 出版統計関連

各部会が発行している出版物やアンケート調査等を把握する。

5. その他

将来の会員数減少に備えて、医会のあり方を検討する。

## B. 医会報編集部会

本会機関誌である日産婦医会報は、9月を除き毎月会員に直接届けられている。インターネット、スマホの時代にあつて、紙媒体は時代遅れであるという意見もあるが、printed matterとして直接手元に届くという特性はこの時代にあつても貴重なものである。印刷されたものであるというこの特性は、医会報に掲載される記事にauthenticityを求め、かつ見た目の良さや読みやすさも要求する。この基本を大切にして本年度も、会員の皆様の手元に直接届く医会報の発行を続けていく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

### 1. 日産婦医会報の発行

毎月1回発行（8、9月は合併号）し、全会員並びに関係各方面に送付する。

### 2. 日産婦医会報の編集方針

- (1) 本会の方針をはじめ、各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
- (2) 会員に役立つ情報を極力タイムリーに伝える。
- (3) 読みやすい情報誌であるよう努める。
- (4) 各都道府県産婦人科医会や会員に投稿を求め、幅広く全国会員の声を反映するよう努める。
- (5) 12月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。

### 3. 日産婦医会報の記事内容

- (1) 会長見解、本会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解他
- (2) 産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する本会見解
- (3) 医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説
- (4) 医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」（医療安全部会に依頼）
- (5) 医業経営上の諸問題「医療と医業」（医業推進部会に依頼）
- (6) 生涯研修に有用な学術記事を掲載「学術」（研修部会に依頼）
- (7) 医療保険運用の解説「社保の頁」等（医療保険部会に依頼）：特に本年は診療報酬点数改定年度にあたるため、新設・改定事項を中心に解説
- (8) 各都道府県産婦人科医会の活動の紹介に努め、「新しい都道府県の代表紹介」「地域からの声」など、各地域の情報を掲載
- (9) 学術雑誌記事紹介「学海メモ」（編集委員担当）、新刊の紹介「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」
- (10) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」
- (11) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」
- (12) 随筆・意見「コーヒーブレイク」（編集委員等担当）
- (13) 新入会員の氏名および所属する都道府県を掲載

### 4. 特記事項

- (1) 必要に応じて日産婦医会報頁数を4頁単位で増減する。
- (2) 医会報保存用ファイルを作成する。

- (3) デジタル化保存する。
- (4) 写真や図表などを掲載し、印象よく分かりやすい誌面構成とする。
- (5) 情報技術（IT）部会との連携を図り、本会ホームページ閲覧への誘導を図る。
- (6) 本会会長あるいは日産婦学会理事長の新規就任に際し、対談を企画し記事とする。
- (7) 時々の特ピックについて随時、会員から原稿募集し、「特集」の形で掲載する。
- (8) 日産婦医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。
- (9) 記事の執筆に際して負担軽減のために、AI等の機器を導入することを検討する。
- (10) 令和8年10月号が通算900号となるので、特別企画等を検討する。

## 5. 委員会

医会報編集委員会を存置する。

## C. 情報技術（IT）部会

情報技術部会は、令和8年度、ホームページの運営や記者懇談会を基盤としながら、医療DXと遠隔医療の推進をさらに強化し、会員の皆様への支援を飛躍的に充実させる。

ホームページでは、プレコンセプションケアAIチャットボットの拡充、eラーニングプラットフォームの新設、災害対応コミュニケーション機能の導入により、価値あるプラットフォームへと進化させる。記者懇談会では、16年間の実績を活かし、関係団体との協働を強化し、社会的影響力のある情報発信拠点としての地位を確立する。医療DXでは、CTG共同監視システムの全国展開、地域連携NWシステムの全国展開、AI活用による業務効率化、広域連携モデルの推進により、地方から全国へのデジタル変革を実現する。

これらの活動を通じて、会員の医療の質向上、地域医療への貢献、次世代医療人材の育成を促進し、50万人出生時代に対応できる持続可能な周産期医療体制を構築し未来への取り組みを加速していく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

### 1. ホームページの運用

本会のホームページは全面改修から9年が経過した。昨年はヘッダーメニューの並び順と表示方法、トップページにおけるレイアウト（主に動画コンテンツを整理）について改修を行い、閲覧者の情報アクセスの向上を図った。本年度は、次世代のHPへの道筋を描く重要な年とする。会員の声を反映した課題抽出を行うことでHPのさらなる進化を目指す。本年度はHPを単なる情報発信の場から、「価値あるプラットフォーム」へと成長させることを目指していく。具体的には直感的で使いやすいナビゲーション、高度な検索機能、パーソナライズされた情報提供を実現する設計に取り組むとともに利用者とのつながりを深める双方向性の仕組みを検討する。

#### （1）優先課題として、DX推進とAI活用による効率化・利便性向上を進める

##### 1）プレコンセプションケア相談支援体制の構築とAIチャットボットの拡充

「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。これを踏まえ、こども家庭庁による「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～」において策定された「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、本会としても積極的に貢献する体制を整備する。

昨年度、「思春期ってなんだろう？性ってなんだろう？（2024年度改訂版）」「女性の健康Q&A」にAIチャットボットを導入し、若年世代を含む国民が気軽に相談できる環境の基盤を構築した。本年度は、こども家庭庁の「性と健康の相談センター事業」における「プレコンセプションケアに関する相談支援」の趣旨に沿い、以下の取り組みを実施する。

- ・ AIチャットボットの対応範囲を拡大し、プレコンセプションケアに関する包括的な相談機能を強化
- ・ 若年世代が身近な地域や機関等で相談できる体制整備に向けた情報提

#### 供機能の充実

- ・プレコンセプションケア概念の幅広い普及を目的とした、わかりやすいコンテンツの開発
- ・利用者満足度調査を実施し、相談内容の分析と継続的な改善を図る
- ・将来的には地域の医療機関や保健センターとの連携体制構築を視野に入れた設計とする

#### 2) 動画配信基盤の再構築とeラーニングプラットフォームの新設

iTubeの配信方法を全面的に見直し、より使いやすく効果的な動画配信システムを構築する。同時に、会員向け生涯研修を支援するeラーニングプラットフォームの基盤整備を進める。

- ・動画コンテンツの分類・検索機能の強化
- ・スマートフォン・タブレットでの視聴最適化
- ・学習履歴管理機能の実装
- ・将来的な単位認定システムとの連携を見据えた設計

#### 3) 地域連携拡大事業の推進

全国47都道府県産婦人科医会と本会HPとのリンク体制を完成させる。HPを持たない一部の県に対しては、簡易HP構築支援や情報発信のサポートを行い、全国的な情報ネットワークの構築を目指す。

- ・各都道府県医会との連携強化のためのポータルページ新設
- ・地域医療情報の共有プラットフォーム構築
- ・地域連携医療ネットワークの推進

#### 4) 災害・パンデミック対応コミュニケーション機能の新設

災害時の迅速な情報交換、平時からの会員間交流を促進するため、掲示板機能やポスト機能を新たに導入する。IoT技術を活用した会員支援体制の構築を目指す。

- ・緊急時情報共有掲示板の設置
- ・会員間意見交換フォーラムの構築
- ・求人・募集情報の掲示機能
- ・プッシュ通知機能による緊急情報配信

#### 5) セキュリティ強化とシステム基盤の近代化

会員専用ポータルを含む本会HPのセキュリティを現代の要求水準に引き上げる。

- ・多要素認証の導入の検討
- ・アクセスログ監視システムの強化
- ・定期的なバックアップ体制の整備
- ・脆弱性診断の定期実施

#### (2) 会員向けのサービス

- 1) 利用数を増加させるべく、スマホ対応も含めたWebでの継続的な情報提供、さらに過去の事業内容、生涯研修向けのコンテンツの充実、医業関連情報の提供を行う。
- 2) スケジューラー機能を改編し、資料の一元管理と閲覧性を充実させる。
- 3) 医会報や研修ノートをはじめとする本会の情報資産を、有効活用できるよう利便性の高い情報システムを構築する。研修ノートはその利用を推進するため、HPサイト構築を変更し、一定期間をすぎたものは一般にも公開し本会

活動を広報する。

- 4) 研修記事や配信動画での学習と本会研修記録や母体保護法研修会との連動を検討する。将来的にはeラーニングとして評価されるよう、日本産科婦人科学会との連携を進めていく。
- 5) 学術集会、性教育指導セミナー全国大会、母と子のメンタルヘルスフォーラム等における講演のビデオ録画配信を推進し、会員への情報提供、研修機会の充実を図る。
- 6) 会員向けコンテンツの強化として、会員向け研修については、研修部会を中心に各部会と連携し、周産期、腫瘍、生殖、女性ヘルスケアなどの冠講座を新たな教育コンテンツとして提供する。
- 7) 医療保険Q&Aや医事紛争対策などを医療保険部会、医療安全部会と連携し、随時提供する。

### (3) その他

- 1) 医会の医療政策に関する提言や立場の発信を強化し、メディアとの連携を進める。
- 2) 書籍申込窓口のオンライン化を実現し、利便性向上と事務作業の効率化を推進する。
- 3) 産婦人科医療の現状（考え方）について、国民の理解を得るための広報、情報伝達手段を検討する。特にSNS連携やプレスリリース配信機能の強化を図る。

以上、デジタル技術を活用し、サービスの効率化、情報発信力の向上を優先し、会員と一般利用者双方の利便性を追求する。特にプレコンセプションケア推進という国の重要施策に対応した相談支援体制の構築により、本会の社会的役割を拡大し、公益法人としての影響力を高め、持続可能な発展を目指す。

## 2. 記者懇談会の開催

本会の記者懇談会は、16年間にわたり日本記者クラブにおいて継続開催してきた、医療関係団体として日本最長の実績を誇る情報発信事業である。本年度開催した200回記念記者懇談会では、参加メディア関係者へのアンケート調査を実施し、貴重なフィードバックを得ることができた。令和8年度は、この調査結果を基に本会における記者懇談会の位置付けを再定義し、さらなる発展に向けた新たなステージへと進化させる。

16年間で培った報道メディアとの信頼関係を基盤に、日本産科婦人科学会、日本医師会をはじめとする関係団体との連携を強化し、産婦人科医療界全体を代表する情報発信のプラットフォームとして、その役割を拡大していく。会員にとって価値ある情報提供を継続しながら、国民の健康と生命を守る医療政策の形成に寄与し、社会的影響力のある情報発信拠点としての地位を確立する。

### 【記者懇談会の進化：3つの柱】

第1の柱：情報発信力の最大化 単なる情報提供にとどまらず、社会に変化をもたらす「課題提起型」の発信を強化する。産婦人科医療が直面する課題を可視化し、政策形成や世論形成に影響を与える戦略的な情報発信を展開する。

第2の柱：多様なステークホルダーとの協働 日本産科婦人科学会、日本医師会、関連学会、行政機関、患者団体等との協働発表を積極的に企画し、産婦人科医療界を超えた連携による社会的インパクトの創出を目指す。

第3の柱:会員への還元とエンゲージメント強化 記者懇談会を会員の学びと実践の場として再構築し、若手・中堅医師の発信機会創出、地域医療の現場の声の発信、会員の診療活動への直接的支援を実現する。

【令和8年度の重点施策】

(1) 戦略的テーマ設定と年間計画の最適化

記者懇談会を年間11回開催し、以下の戦略に基づきテーマを設定する。

- ・社会的インパクト重視型テーマ(年4回程度): 国の政策や社会動向に直結する重要課題(少子化対策、プレコンセプションケア、医療DX、災害時医療等)を、関係団体と協働で発信
- ・継続的啓発型テーマ(年4回程度): 本会が一貫して取り組む課題(母体保護、周産期医療、女性の健康支援等)を、新たな視点やデータで繰り返し発信
- ・タイムリー対応型テーマ(年3回程度): 社会情勢や医療界の動向に即応した機動的な情報発信

開催2~3カ月前から情報技術部会内小委員会で具体的議論を開始し、各部会と密に連携し、複数候補を常務理事会に提案する。報道メディアからの要望・関心事項を積極的に取り入れる。200回記念アンケート結果で明らかになったメディアニーズを反映させる。

(2) 関係団体との戦略的協働の推進

メディアの注目度向上と記事掲載率の増加、社会的信頼性の向上、政策形成への影響力強化、会員の活動基盤の拡大のために、本会単独では実現できない社会的影響力を、関係団体との協働により創出する。

- ・日本産科婦人科学会との合同発表: 学術的エビデンスと臨床現場の声を統合した情報発信(年1回程度)
- ・日本医師会との共同記者会見: 医療政策全体における産婦人科医療の位置づけを明確化(年1回程度)
- ・こども家庭庁、厚生労働省等行政機関との連携発表: 政策実施における医療現場の役割を発信(年1~2回)
- ・関連学会(周産期医学会、女性医学学会等)、患者団体との協働: 多角的視点からの課題提起(適宜)

(3) 次世代育成と地域医療の声の発信強化

若手・中堅産婦人科医師の発信機会を計画的に創出し、次世代リーダーの育成と多様な視点の情報発信を両立する。会員を中心に、発信力と専門性を兼ね備えた適切な人材を登用、都道府県医会からの推薦制度を活用し、全国的な人材発掘を実施する。若手医師には発表準備段階からサポート体制を構築する。

新規企画案:

- ・「次世代からの提言」シリーズ(年1回): 40歳以下の医師を主発表者とし、現場の課題や新しい医療の可能性を発信
- ・「地域医療最前線」シリーズ(年1回): 地方で活躍する産婦人科医師から、地域医療の実態と工夫を発信
- ・「多様なキャリアパス紹介」企画(年1回): 様々な働き方・専門性を持つ医師を紹介し、産婦人科医療の魅力を発信

(4) メディア参加者の拡大と関係強化

従来の参加メディアに加え、デジタルメディア、専門メディア、地方メディアへの拡大を図る。そのために、オンライン事前登録フォームの導入による参加手続きの簡便化、Webサイト、X(旧Twitter)、Facebook等ソーシャルメディアでの開催告知強化、プレスリリース配信サービスの活用による認知度向上、記者懇談会登録メディアへの定期的な情報提供(月1回程度のニュースレター配信)を行う。

ターゲットメディア:

- ・既存: テレビ、新聞、メディアファックス、産婦人科関連月刊誌、医事新報、商業誌
- ・新規拡大: Webメディア、医療専門ニュースサイト、地方新聞・放送局、女性向けメディア、健康情報サイト

(5) ハイブリッド開催の検討とデジタルコンテンツ化の推進

対面開催の価値を維持しながら、オンライン参加オプションの提供により、より多くのメディア関係者の参加を実現する。

- ・ハイブリッド形式(対面+オンライン同時配信)の試験的導入(年3回程度)
- ・記者懇談会のアーカイブ動画配信システムの再構築(検索機能、視聴統計機能の強化)
- ・発表資料のデジタルライブラリー化と会員向け公開
- ・ダイジェスト動画(5~10分)の制作と広報活用

会員向け活用促進:

- ・HP上での記者懇談会専用ページのリニューアル
- ・会員向けメールマガジンでの開催報告と動画リンク配信

(6) 効果測定とPDCAサイクルの確立

記者懇談会の社会的影響力と会員への貢献度を定量的・定性的に評価し、継続的改善を図る。

効果測定指標:

- ・小委員会を定期開催(年4回)し、効果検証と次回計画を議論
- ・年度末に総括報告書を作成し、次年度計画に反映
- ・参加メディアへのアンケート調査(年1回)による改善点の把握

(7) 平時からの情報発信とメディアリレーション強化

記者懇談会開催時以外も、本会の活動や重要情報を継続的に発信する。

- ・本会HPで発信する重要ニュースを、記者懇談会登録メディアにプレスリリースとして同時配信
- ・緊急性の高い情報(災害時医療支援、感染症対応等)の迅速な情報提供体制構築
- ・定期的なメディア向けニュースレター配信(月1回)
- ・記者からの個別取材・問い合わせへの迅速対応体制の強化

(8) 記者懇談会を通じた会員支援の具体化

記者懇談会の内容を、会員の診療活動や地域での広報活動に直接活用できる形で提供する。

- ・記者懇談会資料の会員向け簡易版作成(診療現場での患者説明に活用可能な形式)

- ・地域での講演活動に活用できるスライドテンプレートの提供
- ・会員専用ページでのバックナンバー全資料の検索可能なデータベース化

**【令和8年度の新規事業】**

1) 「記者懇談会プラス」の開催（年2回）

記者懇談会終了後、希望する報道関係者と本会役員・担当医師との少人数での意見交換会を開催。より深い相互理解と信頼関係構築を目指す。

2) メディア研修プログラムの提供（年1回）

報道関係者向けに、産婦人科医療の現場見学や専門知識の提供を行う研修プログラムを企画。正確な医療報道への貢献と相互理解を深める。

3) デジタルコンテンツ強化プロジェクト

記者懇談会のアーカイブ動画編集、ダイジェスト版制作、グラフィックレコーディング導入等により、より多くの人に届く情報発信を実現する。

**【結び：日本最長の記者懇談会のさらなる発展に向けて】**

本会の記者懇談会は、16年間・200回超の開催実績を持つ、医療関係団体として日本最長かつ最も継続性の高い情報発信事業である。この実績は、報道メディアとの強固な信頼関係と、社会に必要とされる情報を提供し続けてきた本会の姿勢の証である。

令和8年度は、この実績を基盤としながら、日本医師会、日本産科婦人科学会等の関係団体との協働を一層強化し、産婦人科医療界全体を代表する情報発信のプラットフォームとしての役割を拡大する。単なる情報提供を超え、社会的課題の解決に貢献し、政策形成に影響を与え、国民の健康と生命を守る医療体制の構築に寄与する「社会変革型」の情報発信へと進化を遂げる。

同時に、この取り組みを通じて会員の皆様への還元を強化し、診療活動の支援、地域での広報活動のサポート、次世代医師の育成機会の提供を実現する。記者懇談会が、会員にとって誇りとなり、実益をもたらす事業であり続けることを目指す。

日本産婦人科医会の記者懇談会は、これからも会員のため、国民のため、そして産婦人科医療の未来のために、さらなる発展を続けていく。

3. 医療DX・遠隔医療の推進

**【50万人出生時代に向けた新しい周産期医療体制の構築】**

医療DX (Digital Transformation) は、デジタル技術によって社会や生活の形を変革し、保健・医療・介護の各段階において発生する情報やデータを全体最適された基盤を通して共有化・標準化することで、国民がより良質な医療やケアを受けられる社会を実現するものである。

2024年、日本の出生数は68.6万人と初めて70万人を割り込み、合計特殊出生率は1.15と過去最低を更新した。現在の減少ペースが続けば2035年にも50万人割れの可能性があり、政府予測(2071年)より約25年前倒しで危機が進行している。同時に、周産期医療の現場では2011年から2023年までの12年間で分娩取扱施設が26%減少している。2024年度には産科診療所の5割が赤字経営という厳しい現実があり、地域によっては助成がなければ3年以内に分娩施設が半減する予測も出ている。

この三重の危機(出生数激減、医療機関減少、地域格差拡大)に対し、従来の

対策では根本的解決は困難である。医療提供体制の再構築には、デジタル技術を活用した革新的なアプローチが不可欠であり、本会は地域から全国への展開モデルを確立し、50万人出生時代に対応できる持続可能な周産期医療体制の構築を目指す。

国は「医療DX令和ビジョン2030」において全国医療情報プラットフォーム、電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DXの3つを骨格と定めているが、日本のDX推進は標準化の遅れ、導入・運用コストの高さなど多くの課題を抱えている。本委員会は国策の動向を注視しつつ、産婦人科領域における医療DXの提言と実証事業を通じて、地方から全国へのデジタル変革を推進し、すべての妊産婦が安心して出産できる社会の実現を目指す。

#### 【令和8年度の重点事業】

##### (1) 周産期医療情報プラットフォームの全国展開

###### 1) CTG共同監視システムの拡大と全国導入

分娩監視装置(CTG)を用いた共同監視システムは、本会が地域産婦人科医会、自治体、分娩を取り扱う医療機関と協力して構築した先進的医療DXの実証事業である。令和8年度は実証地域を拡大、他都道府県での導入支援(3~5県でのパイロット展開)、全国都道府県産婦人科医会への段階的導入計画の策定を進める。

###### 2) 周産期医療情報連携ネットワークシステムの構築

妊産婦の情報をリアルタイムで共有し、医療機関同士の連携を強化する地域連携プラットフォームを構築する。母体搬送依頼システムは、従来の電話ベースから脱却し、PC・タブレット・スマートフォンで迅速な搬送依頼、広域調整、自動メール通知を実現する。24時間体制での対応により、受け入れ困難の緩和、搬送の適正化、医師負担の平準化を図る。データベース構築は段階的に展開し、フェーズ1(緊急母体搬送DB)は実証稼働中である。フェーズ2(周産期医療情報DB、新生児聴覚スクリーニング検査精度管理DB)は実証が開始され、フェーズ3(マイナンバーを活用した統合DBの作成、産後ケア・EPDS・新生児1カ月児健診・先天性代謝異常検査DB)とフェーズ4(妊婦健診情報の自治体連携システム)を令和8年度に展開する。

###### 3) PHR(Personal Health Record)アプリの開発と普及

標準化が進まない電子母子健康手帳に代わり、妊産婦自身が健康情報を管理できるPHRアプリを開発する。妊婦健診記録の電子化と一元管理、医療機関とのデータ共有(双方向連携)、自治体への情報提供機能、家庭血圧・体重等のセルフモニタリング機能、服薬管理、予防接種記録管理、緊急時の医療情報提供機能を備える。令和8年度はプロトタイプの開発完了と実証地域での試験運用、利用者ニーズ調査とUI/UX改善、セキュリティ基準の確立を行う。こども家庭庁が進めている母子保健に関わる情報連携システム(PHR)の整備事業に協力する。

##### (2) 周産期標準型電子カルテの開発推進

国の標準型電子カルテ構想に対し、産婦人科領域の専門性を反映した開発に協力する。HL7 FHIR等の国際標準規格への完全対応、周産期特有の医療情報(妊娠経過、分娩記録、CTGデータ等)の標準化、中小規模診療所でも導入可能な低コスト設計、クラウドベースでの提供によるメンテナンス

負担軽減を実現する。厚労省・関係学会との協議と要件定義、プロトタイプ的设计・開発着手、実証施設での試験運用準備、診療報酬上の評価に関する提言活動を行う。

- (3) 母体搬送時CTG遠隔リアルタイムモニタリング(モバイル型CTG)の普及  
救急車搬送中のCTGリアルタイムモニタリングシステム(モバイル型CTG)の普及を推進する。搬送中の胎児状態変化の早期検知、受け入れ施設での事前準備による迅速対応、搬送判断の適正化(不要な搬送の回避)を実現する。実証地域での運用拡大、消防・救急との連携体制構築、全国展開に向けた標準プロトコル策定、診療報酬上の評価に関する提言を行う。

- (4) AI技術の産婦人科診療への応用に関する実証事業

AI・生成AIを活用した診療支援システムの実証と普及を推進する。業務効率化では、音声AIによる問診とSOAP変換(本会での約500例の実証により有効性確認済、令和8年度は5,000例へ拡大)、診療記録自動作成(診察内容からの自動カルテ作成支援、診断書・紹介状等の定型文書の自動生成、音声入力による記録作成の効率化)、サマリー自動作成(退院サマリー、紹介状の自動生成支援、過去のカルテ情報からの要約作成により医師の文書作成負担を大幅削減)、事務作業の効率化(診療報酬請求書類の自動チェック、予約管理・リマインダーの自動化、医療事務作業の効率化支援)を推進し実証に参入する。診断支援ではCTG判読AI(CTGパターンの自動解析と異常検知、専門医の診断支援ツール、若手医師の教育ツール)の実用化準備を進める。患者支援ではAIチャットボットによる相談対応(プレコンセプションケア相談、妊娠・出産・育児に関する24時間対応、医療機関への受診勧奨機能、多言語対応による外国人妊産婦支援)、PHR連携管理システム(PHRアプリと連携した健康管理支援、妊娠経過のモニタリングとアラート機能、個別化された健康アドバイスの提供、自治体・医療機関との情報共有)のプロトタイプ完成を目指す。

- (5) 地域から全国へ:広域連携モデルの展開

地域モデルを全国の地方都市に展開可能なモデルとして確立する。複数自治体による役割分担と専門連携、医療資源の最適化(医療資源効率化20%向上目標)、周産期リスクの低減(30%低減目標)、医療アクセスの改善(搬送時間20分短縮目標)、医療人材確保の促進(15%向上目標)を実現する。周産期医療情報連携NWシステムによる情報共有、CTG共同監視による遠隔支援、オンライン診療・遠隔健康管理、広域搬送体制の最適化により、実証地域での広域連携モデルの完成と効果検証、他地域への展開可能性調査(3~5地域)、自治体向けガイドライン作成、財政支援制度に関する政策提言を行う。

- (6) オンライン診療と遠隔健康管理の推進

オンライン妊婦健診の普及(高品質ビデオ通話システム)、在宅胎児モニタリング(iCTG等デバイス活用)、家庭血圧遠隔監視システム(約700名の実証実績により妊娠高血圧症候群リスク予測とAI発症予知を実現)、産後うつ予防オンラインアプリ(EPDS評価に基づくオンライン産婦健診)、HPVワクチン接種支援(LINEやCLINICSを活用した相談・フォロー)を推進する。コロナ禍で構築した在宅胎児モニタリングシステムを維持し、災害時に直ちに運用できる体制、24時間体制の専門医による搬送先判定システ

ム（産科リエゾン）の平時利用を整備する。

(7) その他の重点事業

遠隔操作型ヒューマノイドロボットは、対話相手の状況に応じた身振り手振り、表情、視線など、多様な非言語性コミュニケーションも可能となっている。性犯罪被害者支援、産後うつなどによるメンタルヘルスロボットを活用した実証を進める。周産期医療スマートシティ構想では、妊婦健診のIoT化、スマートマタニティハブの設置、AIアプリによる栄養管理・健康フォロー、バーチャル相談窓口の提供を推進する。データセキュリティと災害時情報伝達体制の強化では、サイバーセキュリティ体制の強化、データバックアップ体制の整備、緊急情報伝達システムの構築を行う。会員への医療DXに関する情報提供と研修の充実では、「医療DX基礎講座」のオンライン提供、「サイバーセキュリティ強化研修」の開催、導入事例紹介セミナー、HP上での医療DX情報専用ページの充実を実施する。

CTG共同監視システムによる母子の安全性向上、周産期医療情報連携ネットワークシステムによる効率的な医療連携、AI・生成AIを活用した業務効率化と診断支援、PHRアプリによる妊産婦自身の健康管理支援、広域連携モデルによる地域医療の最適化、これらの取り組みを通じて、50万人出生時代に対応できる新しい周産期医療体制を構築する。地方から全国へ、医療DXで日本の少子化危機に立ち向かい、すべての妊産婦が安心して出産できる未来を守る。

4. 委員会と部会

ICT時代への適応と業務効率化のため、情報技術（IT）委員会では、年間11回の会議を開催する。原則としてWeb会議を活用するが、重要事項を審議する際には、おおむね3カ月に一回程度は集合会議とする。

また、記者懇談会の企画運営および医療DX・遠隔医療プロジェクトの推進のため、年4回程度の小委員会を開催し、テーマ設定、効果検証、実証事業の進捗管理などを行う。

これらの会議運営においては、Web会議システムを積極的に活用することで、事務局および委員の負担軽減、移動時間・コストの削減を図りながら、機動的かつ効率的な委員会・部会運営を実現する。

## D. 法制・倫理部会

### 1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員支援

母体保護法等の内容、運用上の問題点について、会員等の関係者からの問い合わせに対して、要すれば識者や関連当局の意見を確認し、本会の見解を明らかにする。またその内容について会員への周知を図る。

経口中絶薬の運用や使用方法に関して、会員へ情報提供する。

### 2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝

母体保護法をはじめ、産婦人科業務に関連する医療法規や労働法規の解釈・運用等について厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。

### 3. 母体保護法指定医師関連の諸調査

母体保護法指定医師の現況把握のために、必要に応じて調査・分析を行う。

### 4. 母体保護法に関する啓発活動

会内および日本医師会をはじめ関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、本法に関する国民の理解が深まるよう啓発活動を行う。

### 5. 各都道府県産婦人科医会等での研修会への協力

研修会の開催にあたって、必要な場合は日本医師会と連携しつつ協力する。研修会のための資料を作成し、都道府県産婦人科医会に提供する。

経口中絶薬の普及に向けて、義務講習の資料を作成し円滑な受講に協力する。

### ○ 6. 母体保護法の課題に関する検討

母体保護法の抱える課題や問題点について引き続き検討を行い、日本医師会母体保護法等に関する検討委員会とも連携し、母体保護法の改正を含めて、必要に応じて見解をまとめる。

### ○ 7. 中絶報告等にかかる方法について、将来のDX化へ向けて検討する。

### 8. 日常の診療にかかわる法規についても、法曹関係者や関連当局の見解を確認し、会員への適切な情報発信を行い、その知見の共有を図る。

### 9. 委員会

(1) 本会に関わる法制問題等を検討するため、法制委員会を存置する。

(2) 本会が関与する臨床研究等のための倫理委員会を存置する。

## E. 経理部会

### 1. 公益目的事業活動の推進

会費収入については、高齢化に伴う会費減免会員の増加が予想される場所であるが、近年は入会者数が退会者・死亡者数を上回っているため、安定した収入状況となっている。今後も各事業部と入会者の増加について連携を図ることが必要である。今後の会費減収を想定した対応を検討し、事業の仕分けや事務所費等固定費用の削減など、収入減に応じた業務執行のあり方を考慮しつつ、各事業部と連携を図り、公益社団法人として効率的かつ適正な公益目的事業活動を推進する。

### 2. 公益目的事業経費の適正な執行・保有

医会は、公益社団法人として内閣府の認定を得ているが、財務については公益認定の三基準を満たしていることが必要である。

#### (1) 収支相償

公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること。

#### (2) 公益目的事業比率

公益目的事業の費用が事業費・管理費の合計額の50%以上でなければならないこと。

#### (3) 遊休財産額保有制限

法人の純資産に計上された額のうち、具体的な用途の定まっていない財産が1年分の公益目的事業費相当額を超えて保有してはならないこと。

### 3. 経理部会の開催

均衡の取れた効率的かつ効果的な収支予算案を作成し、その執行状況等については、必要に応じ経理部会を開催し確認する。

### 4. 会計経理業務の管理

「経理規程」を遵守し、各事業部の多岐にわたる事業執行に支障なく適正な会計経理業務を行う。また、経理処理に関しては随時、監事および公認会計士による指導・監査を受けることとする。

## II. 学術部

### A. 先天異常部会

先天異常部会の役割は、先天異常に関する情報の学術的検討と啓発、および環境に存在する先天異常発生の要因の調査分析にかかわる事業を推進することである。先天異常にかかわる保健・福祉の推進のための調査を検討し、母児の支援も合わせた情報発信を行っている。また、サリドマイド薬禍を契機に本会に発足した本邦唯一の先天異常モニタリング事業は、国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）（WHO関連機構）加盟機関として母児の健康をまもっている。さらに、新生児の先天代謝異常のスクリーニングも、本部会をその濫觴として、子どもたちの健康に貢献している。

2026年は新たにRSウイルスワクチンの定期接種化に関する取り組みとして、同ワクチンの接種を検討している妊婦への適切な情報提供や啓発活動、接種環境整備の構築を進めていく。

これらの基本的役割に加えて、風疹、麻疹、インフルエンザ他の母児にかかわる感染症、あたらしい出生前診断等の昨今の諸問題に関する情報の分析および具体的な広報・啓発により一層の取り組みを行う。

#### 1. 先天異常モニタリングの拡充

##### (1) 外表奇形等調査・分析の継続

- 1) 昭和47（1972）年より開始した「全国外表奇形等調査」を継続している。毎年、わが国の奇形発生状況の把握および分析を四半期毎に行う。調査結果はICBDSRに報告し国際的に協力する。
- 2) またこれらの結果を、こども家庭庁を含めた中央の行政機関と共有し、わが国の外表奇形等の把握に努め、今後の行政施策に反映させるための基礎資料とする。
- 3) 公立大学法人横浜市立大学との連携のもと、横浜市立大学附属市民総合医療センター内に設置されているクリアリングハウス国際モニタリングセンター日本支部に調査結果の「まとめ」を依頼し、統計学的、疫学的な分析を加え、「年次外表奇形等統計調査結果」を作成し、協力機関等に配布している。令和8年度においても同様の対応とする。
- 4) 本調査・分析で得られたわが国の外表奇形等の推移、現状や、その問題点、また母児の健康をまもる必要性から先天異常モニタリングの継続の重要性についての広報活動を行う。日本産婦人科医会の協力モニタリング医療機関210施設からの回答数に減少傾向、また偏りが見られるため、母データのバイアスや偏在が懸念される。あらためて一般産科医療機関の登録の依頼を行い登録施設の増加を目指す。
- 5) 昭和60年度以降行っている胎児異常診断のアンケート調査を継続する。
- 6) クリアリングハウスにおけるデータ登録を円滑に行うための基盤整備を、こども家庭庁研究などを活用して行う。

#### 2. マス・スクリーニングの普及とその実態調査（隔年実施）

約20種の先天代謝異常症のスクリーニングを行うマス・スクリーニング法は、

現在は全国すべての新生児が受けられる態勢となった。スクリーニングが確実に行われることにより、早期診断・早期治療に結びつくことが期待される。しかし、その連携体制の周知は十分なものとは言えず、また機器やランニングコスト、検査陽性例の対応など、運用実施上の課題を検討する必要もある。また、導入後の有効性についても検討を行っていく。

また、近年新たなオプションスクリーニング対象疾患に対する取り組みも活発化しており、特に2疾患を追加するための臨床研究が行われており、さらにあらたな疾患を追加するための研究も進行中であるため産婦人科医会として必要性を見極め推進する必要がある。

### 3. 新生児聴覚スクリーニングの普及推進

平成28年3月29日厚生労働省母子保健課長名で通知が出された新生児聴覚検査の実施推奨の通知を踏まえ、全出生児への検査の実施を推進するとともに、さらなる公費負担実現にむけて、母子保健部会と共同で国へ働きかける。公費負担実現の際には、その実施状況の把握など実情の把握および新たな課題の抽出も行う。

### 4. RSウイルスワクチン等接種の情報提供および啓発活動

2024年5月、本邦においてRSウイルスワクチンが接種可能となった。本邦では、令和8年度より本ワクチンの定期接種化が議論されており、ワクチンの認知度、投与へのアクセス、接種推進を図る必要がある。本ワクチンのみならず新たな予防選択肢も増える可能性があり、RSウイルスについて正しく認知し、予防行動につながるよう、母子保健部会と協力して接種環境整備も進めていく。

### 5. “風疹ゼロ”プロジェクトのまとめ

—先天性風疹症候群の予防のためのワクチン接種推進活動—

2012～2013年に発生した風疹流行により、2014年までに先天性風疹症候群（CRS）が45例発生した。10年前からの対策がいまだ十分でなく、再び流行の兆しがある中で政府の令和2年風疹排除目標に向けて本会を挙げて実施する“風疹ゼロ”プロジェクトの推進啓発活動を行い、令和7年9月に排除認定となった。しかし、世界的には風疹の流行は散発的に観察されており、今後は排除の継続のために引き続き活動を行う必要がある。

### 6. 出生前検査の影響、課題の検討

- (1) NIPTの進捗状況、課題点を把握し、地域別の登録施設の充足状況を調査する。またNIPTにおける検査の応用、発展状況の把握とともにその意義について情報発信する。
- (2) 厚生労働研究班の進捗の把握  
遺伝カウンセリング体制、認定遺伝カウンセラーの充足状況、厚生労働省の出生前診断への関与について状況を把握する。
- (3) 現況・課題の検討（即時的対応を要する課題を含めて）  
妊婦健診と胎児超音波検査について、着床前検査の現況と課題、問題点について検討する。

7. 葉酸摂取を含めた栄養や妊娠中のワクチン接種などはじめとして、将来の母児に影響を及ぼしうる各種の要因についての啓発周知への取り組み

妊娠可能な年齢の女性に対する葉酸摂取に係る適切な情報提供の推進について、ホームページやパンフレット等の方策を続けて検討する。また成育基本法の施行に伴い、児に異常、影響を及ぼしうる各種の要因（葉酸を含む栄養摂取、体重管理、喫煙、飲酒、母体疾患、服用薬剤、感染症、メンタルヘルス、既往分娩、前児情報等）を包括的に扱うプレコンセンプション外来の検討も行う。

8. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

## B. 研修部会

研修部会は、医学・医療の進歩に対する迅速な対応と医療事故防止の観点から安全な医療への追求を目的としていて、全会員に最新の医学・医療情報を提供していくことを目標としている。様々な情報提供の手段を駆使して、的確かつ迅速に効率のよい研修方法を供給していくことを念頭に事業を展開、推進する。

具体的な事業は、研修資料（研修ノート、研修ニュース）の作成、最新医療の紹介（医会報学術欄）、DVDを用いた資料の提供、医会ホームページを用いた迅速な情報提供や医会 e ラーニング導入への協力のほか、スマートフォンなどの電子媒体を用いた資料提供も行っている。

また、日本産科婦人科学会学術講演会の医会・学会共同企画である生涯研修プログラム、日本産婦人科医会学術集会プログラムにおける企画、協力、並びに資料作成、産婦人科診療ガイドライン作成への協力等を本年度も引き続き行っていく。

令和8年度は以下の事業を行う。

### 1. 研修資料の作成

#### (1) 令和8年度研修テーマ

令和8年度の研修テーマについて、研修ノートNo117・118を作成する。

例年と同様に最近のトピックやフローチャート、図表、写真など多用して「目で見て理解できる」ように構成を考え、早期発刊にむけて努力する。

また、医会ホームページの会員専用ページに掲載および収録形式の検討およびスマートフォンでも見やすい収録の方法も検討する。

研修ノートは、冊子を全会員に配布し、医会でも保管する。

また、作成された研修資料に関しては今後医会会員以外の医師にも有料で販売し、活用していただけるような販路を検討する。

#### 1) 「インフォームド・コンセント インフォームド・チョイス」(No. 117)

執筆者：分担執筆者15名

#### 2) 「診療所開設運営マニュアル」(No. 118)

執筆者：未定

#### (2) 令和9年度研修テーマ

研修ノートの原稿執筆を従来よりも早めに依頼し、研修ノートの早期発刊をめざす。産婦人科医として知っておくべきエビデンスや新知見を考慮に入れ、写真や図を多用した構成とする。

#### 1) 「痛がらせない産婦人科診療マニュアル」(No. 119)

執筆者：未定

#### 2) 「女性のライフステージとメンタルヘルス・ガイドブック」(No. 120)

執筆者：未定

### 2. 令和10年度研修テーマの選定

令和10年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

### 3. 生涯研修の充実に関する検討

会員の要望、研修内容、研修機会の利便性を生涯研修における3要素と意義

づけ、それらを念頭においた研修の充実を図る。本年度も「研修スタイル」に焦点をあてた新たな企画や資料のデジタル化を検討し、広い観点から研修テーマや研修資料などを構築・作成する。

具体的な活動計画として、

- (1) 第78回日本産科婦人科学会学術講演会へ参画・協力し、「生涯研修プログラム」の一環として、「産婦人科医療に関する基礎知識」「母児の予後の改善に向けた基礎知識」と題して講演を企画する。また、第79回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」へ参画・協力の準備を行う。なお、医会・学会共同プログラムである「生涯研修プログラム」の重要性を医会会員以外への広報として、本年度も医会紹介パンフレットを同封にて配布することを検討する。
- (2) 研修ノートの電子書籍化を継続する。
- (3) 医会ホームページに研修関連のコンテンツを継続する。
- (4) 日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会等の企画や研修資料の作成に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。
- (5) 本部会の刊行物としては、研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があるが、本年度も将来を見据えたこれらのデジタル化保存を継続する。会員の生涯研修のため、eラーニングシステム運用に合わせてオリジナル教材を作成する。適時他の部署との委員会を開催してテーマを協議する。また、専門医取得のための単位として活用できるよう、講習時間や内容についても検討する。

#### 4. 学術研修情報の提供

##### (1) 「研修ニュース」の発行

研修ノートではup-to-dateな問題に即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。

##### (2) 日産婦医会報「学術欄」への協力

会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、本部会にて企画・検討した学術研修情報を、医会報編集部会をはじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術欄」に掲載する。

##### (3) 患者向け小冊子の監修・委託・発行

日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直した小冊子の監修、改定を行うとともに、販売を委託し、発行する。

#### 5. 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編」の作成協力と発刊

「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2026」の発刊と「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編2029」の作成に協力する。

#### 6. 日本専門医機構認定産婦人科専門医更新申請のための支援体制の充実

日本産婦人科医会会員が日本専門医機構の専門医更新を、安心して容易に申請できるよう支援するとともに、各都道府県産婦人科医会との連携を強化する。

7. 本会が作成した研修資材の全会員への提供に関する検討  
本会が作成した研修資材を全会員に情報提供できる方策としてアクセス等の利便性を図るなど継続的に検討する。
8. 委員会  
上記事業を円滑に遂行するため、引き続き研修委員会を存置する。

## Ⅲ. 医療部

### A. 医療安全部会

医療安全部会の主な事業である、偶発事例報告事業、妊産婦死亡報告事業（母体安全への提言を含む）、母体救命法普及運営事業、妊産婦重篤合併症報告事業、会員支援、医療安全への方策（各種調査、マスコミ対応等）は引き続き取り組んでいく。特に、会員からの要請に基づく支援の対象を広く設定して、希望に応じた医療安全に向けた会員支援を充実させる。また、本年度4月から運用予定の「偶発事例報告事業」のWeb報告システムを円滑に運用できるように広報活動などに取り組む。これらのさまざまな活動を通して、産婦人科医療のより安全な提供体制の確保と維持のため、迅速かつ適確に各事業に取り組む。

#### 1. 医療の安全性の向上および安全教育

##### (1) 偶発事例報告事業（2004年～、2026年～Web化）

会員から報告される偶発事例を集計する。報告事例について分類し、分析・検討を行い、問題点などを抽出する。必要に応じて再発防止を目的に情報を発信する。報告のWeb運用を開始する。随時入力、閲覧できるデジタル化によって、各施設のインシデントレポートシステムとしても利用可能であり、施設内での医療安全管理が可能となる。2025年分の報告については、従来どおりの手法で集計作業を行う。

##### (2) 妊産婦死亡報告事業（2010年～）

###### 1) 妊産婦死亡事例検討

会員から報告される妊産婦死亡事例の臨床経過について、妊産婦死亡症例検討評価委員会において一例ずつ事例検討を行い、死因、医学的問題点、再発防止に向けた提言などを記載した症例検討評価報告書を作成して当該医療機関に送付する。さらに、報告書を取りまとめて「母体安全への提言」を発刊し、冊子を会員に配布して周知を図る。

###### 2) 妊産婦死亡症例検討評価委員会

今後も本委員会を継続運営できるような体制を整える。委員会規約のほか、統計管理小委員会や提言作成検討小委員会などを設置して、継続的に活動できる体制を構築する。

###### 3) わが国の妊産婦死亡事例の解析ワークショップ（2024年～）

昨年度から始めた事業であるが、期間を延長して昨年度のメンバーでワークショップを行う。運営、解析が上手く進むようサポートする。成果物を発表する方法等についても引き続き検討する。

##### (3) 妊産婦重篤合併症報告事業（2021年～）

妊産婦死亡報告事業と同様に報告される妊産婦の重篤合併症事例[脳出血、肺血栓塞栓症、周産期心筋症、羊水塞栓症、敗血症（劇症型A群溶連菌感染症を含む）、大動脈解離]について報告事例を検討する。その上で、妊産婦死亡報告事業の検討結果と合わせて、各疾患について救命のための対応、治療法、救命法、システム等について検討する。

##### (4) 母体救命法普及運営事業（2019年～）

日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS）で定めたプログラムを用

いた講習会の開催を通じて全国で母体救命法の普及が進むよう、都道府県産婦人科医会とも協働して取り組む。また、受講者の認定・更新などの業務を行う。海外のガイドラインや他学会・団体の指針をもとにプログラムの更新などの学術活動をJ-CIMELSに委託することで、講習内容の最適化をたえず検討する。

(5) 日本母体救命システム普及協議会（J-CIMELS）の活動支援

J-CIMELS設立7団体の一翼を担う立場から、J-CIMELSに委員を派遣し、各委員会での妊産婦の救命に関連する学術活動に協力・支援する。

(6) 無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（JALA）の活動支援

JALA構成団体の一員として、協議会に委員を派遣し、各分科会で無痛分娩の安全性確保に向けた活動を支援する。無痛分娩実施施設が増加傾向にあるなかで、安全性を高めるための研修方法や有害事象事例の収集などについてJALAへ提案できるように検討する。

(7) 胎児救命法普及運営事業

1) ハンズオン研修会

適切な急速遂娩の手技、判断、合併症を学ぶための全国的なシミュレーション教育を普及させることで周産期予後を改善することができると思える。昨年度まで研修部会が担当して日本産科婦人科学会学術講演会時に開催していた医会・学会共同企画ハンズオンセミナー「急速遂娩のための鉗子・吸引シミュレーション講習」を本研修会に引き継ぐ。本年度は、セミナー開催のための準備（資材、人材、広報等）を始め、パイロットコースの開催を目指す。中心となるメンバーによる小委員会を設置する。

2) 急速遂娩の動画

ハンズオン研修会などの事前予習用の資材として、手技などを学ぶ動画を配信する。

3) 胎児心拍数陣痛図の評価と対応に関する教育資材の提供

令和5年度に改訂した小冊子「胎児心拍陣痛図の判読と解釈・対応」を有料頒布する。また、令和6年度に作成した英語版の冊子について、会員や関係方面に広報し国際貢献の推進を図る。

## 2. 会員支援活動

(1) 会員からの要請に基づく支援

医療安全の確保に問題を抱え、支援を希望する会員（医療機関）に対し、都道府県産婦人科医会や都道府県医師会と連携をして個別に支援を実施する。

特に少人数で診療を行っている一次施設においては、自らの診療体制を評価される機会は少なく、日進月歩の医療の中でアップデートができていないか不安を抱くことがある。そこで、分娩を取り扱う一次施設への支援を強化する。支援内容としては、健診・分娩の提供体制、無痛分娩の提供体制、CTG判読、急変対応、医療安全に対するスタッフの意識改革、院内で発生した事例の症例検討など支援を求める医療機関の要望を考慮して会員支援を実施する。要請（相談）の受付方法および具体的な支援フローについて検討を進める。

(2) 産科医療補償制度の「別紙」に基づく支援

日本医療機能評価機構（産科医療補償制度）の原因分析報告書で同一の指摘を複数回受けた医療機関（会員）に対し、同機構から送る報告書に、医会からの支援案内を同封して送付する。その上で、支援要請があった場合、都道府県産婦人科医会や都道府県医師会と連携して支援を行う。

(3) 医事紛争事案に関する支援

刑事事件や民事裁判であってもその判決が産婦人科医療に大きな影響を及ぼすと思われる事案については、都道府県産婦人科医会と連携し、意見書等を準備し積極的に支援する。必要に応じて小委員会形式等で専門家も交えた意見交換を行うなど、機動的に対応する。

3. 疫学的調査等

(1) 施設情報調査の情報の分析

施設情報調査をもとにJ-MELSベーシックコース受講者やNCPR有資格者の配置状況の把握、無痛分娩施行状況の把握を行う。

(2) 関連情報の収集

必要な資料を適宜作成するために、情報の収集、分析、検討を行い、会員への情報提供および対外的働きかけに活用する。

4. その他の医療安全のための活動

(1) 第35回全国医療安全担当者連絡会の開催

時事にあったテーマを全国の担当者と共有し、産婦人科医療の安全性の向上に関連する情報の共有を行う。

(2) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」掲載

医会報編集部会、医療安全委員会委員等の協力を得て、掲載を継続する。裁判所のホームページや有料の判例データベース、情報誌等の購読を通じて判例情報の収集を図る。

(3) 協力事業

関連団体等と連携した対外的働きかけや会員への情報提供。

1) 羊水塞栓症の血清検査事業（2003年～）

浜松医科大学で行っている同事業に協力する。

2) いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）との協働

国の『自殺対策白書』や妊産婦自殺情報の解析を通じて、妊産婦の自殺を防止するための提言などの作成と周知にJSCP並びに母子保健部会と協働して取り組む。

3) 産科医療補償制度（2009年～）

日本医療機能評価機構と脳性麻痺児の周産期管理上の課題を共有し、会員に再発防止に向けた注意点の情報提供を行う。

4) 医療事故調査制度（2014年～）への協力と会員への助言

医療事故調査制度に関連する事項について会員への的確な助言を行う。特に、死産をはじめとする産婦人科関連死亡について助言する。必要があれば、報告事例について検討し、フォローアップを行う。

## 5. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全委員会を存置する。

## B. 勤務医部会

勤務医部会では毎年、分娩取扱い病院に対し就労環境に関するアンケート調査を実施し、産婦人科勤務医の勤務実態を把握し報告してきた。本年度も、出生時育児休業や男性育休の取得状況、宿日直許可と勤務間インターバル遵守率など、MFICU加算の運用に加え、医師の働き方改革後に顕在化した課題についても、継続的に検討する。2024年の働き方改革以降、時間外労働を抑制する傾向が進み、勤務時間内の業務密度増加とともに、以前は時間外に行われた教育や指導のあり方が大きく変化した。限られた時間で指導体制の再構築も必要となり、中間管理職層の勤務負荷が増大している点が新たな課題として指摘される。また、2036年に予定されているB水準および連携B水準廃止に向け、地域・施設規模・分娩件数等に応じた勤務体制整備の実態を把握するため、アンケート項目の再検討および追加調査を進める。

また本年度も年2回の「勤務医ニュース」を発行し、勤務医支援の立ち位置から、働き方の好事例・実例や制度運用情報の共有を進める。医師の働き方改革情報サイトについても更新頻度を高め内容を充実させる予定である。勤務医懇話会についても継続開催し、地域医療の偏在、分娩数減少、勤務体系の再設計など、産婦人科領域で勤務医が直面する喫緊の課題を議論のテーマとして取り上げる予定である。

勤務医部会では引き続き、産婦人科勤務医の負担軽減と働きやすい勤務環境整備を目的とし、本年度の事業を以下のように計画する。

### 1. 産婦人科勤務医の待遇改善と就労環境に関するアンケート調査

本年度も継続する。本調査は、全国規模の経年調査としては唯一の、分娩取扱い病院の産婦人科勤務環境実態調査である。産婦人科勤務医の待遇に関する調査は平成19年より開始し令和8年度で20回目となり、女性医師に関する調査は平成20年より開始し19回目となる。

本調査では、施設ごとの病院機能（分娩数・帝王切開数・母体搬送受入数）、男女医師数（常勤・非常勤）、勤務環境（宿日直/夜勤回数・在院時間）、女性医師勤務支援体制（院内保育所・当直緩和）、外勤実態等の経時的変化を追ってきた。令和6年からは『医師の働き方改革』が始動し、本調査においても時間外労働上限規制に関する水準申請の状況、宿日直許可取得の状況、追加的健康確保措置の遵守率、長時間労働医師への面接指導の実態等の調査を開始した。これらの調査は継続して、『医師の働き方改革』の産科施設機能や勤務環境への影響を検討し、今後の課題を抽出することを計画する。

日本の分娩は減少傾向であるがハイリスク化しており、夜間分娩や産科救急を扱う産科医師の業務負担は必ずしも軽減していない。我々は『医師の働き方改革』を推進し、勤務時間を減少させながら、施設機能は保持する、という課題を抱えている。若手医師の勤務軽減が中堅医師の負担増加につながっている実態も見逃せない。施設の宿日直許可取得により、『休息』に位置づけられた当直も負担し、『自己研鑽』という名目の仕事も担い、ときに労働時間管理の実務も負っている。

本調査の結果については、報告冊子の発行、本会の定例記者懇談会、その他のメディアを通じて情報を発信し、問題を提起していきたい。

## 2. 産婦人科医師の働き方改革情報サイトの運営

令和4年11月に「産婦人科医の働き方改革」をテーマとするホームページを開設した。働き方改革に関する基礎的情報や自己診断ツールを公開するとともに、各地域の取組状況を紹介する事例記事を中心に順次掲載してきた。令和6年4月の制度施行後は、現場における実践例や施行後の状況を把握するための事例報告を継続して追加している。今後は、政策動向や制度運用の変化に関する情報整理、実務上の留意点の提示など、より多角的な情報提供にも取り組み、産婦人科勤務医が働き方改革に適切に対応できるよう支援を強化していく。

## 3. 勤務医懇話会の開催

令和3年度より、毎年度「管理者・指導者に聞く『医師の働き方改革』への取り組み」をテーマに、全国の各ブロックの各県推薦者にご発表いただき、「勤務医ニュース」に概要を掲載している。令和7年度は関東ブロックで開催し、令和8年度は近畿ブロックを予定している。この懇話会では、各ブロックの生の声を伺うことで、全国統計だけでは把握の難しい地域特有の状況や問題を明らかにしている。

## 4. 座談会の開催

過去には、様々な働き方の女性医師、フリー勤務の医師、医師の世代間格差に関する座談会等を企画し、多様な働き方や価値観について「勤務医ニュース」で報告してきた。令和7年度は『中堅医師の働き方改革～持続可能な勤務環境とは～』をテーマとして座談会を開催し、中堅医師を中心に討論した。令和8年度も、改革始動後の課題抽出を目標とする座談会を企画していきたい。

## 5. 「勤務医ニュース（JAOG Information）」の発行

勤務医が必要とする様々な情報をはじめ待遇改善や医師支援に役立つ情報を提供することを目的とし、年2回発行する。アンケート調査結果や懇話会の内容は勤務医ニュースにも掲載する。

## 6. 関連団体との連携

厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会サステイナブル産婦人科医療体制確立委員会、各大学女性医師支援センターなどの関連団体と連携を進め、性別に関わらず能力を発揮して活躍できるための施策を提言し、働きかけていく。

## 7. 委員会

勤務医部会の活動のため委員会を存置する。

## C. 医業推進部会

医業推進部会は、産婦人科医業を行う上での様々な問題に対して、その問題点を抽出・検討し、その対応策について立案・提言を行い、会員に正確な情報を提供することを目的にしている。特にコロナ禍後、加速度を増した分娩数減少や受診控による経営悪化、緊急避妊薬のOTC化の動きや経口中絶薬の承認、不妊治療の保険適用化、さらには出産費用の一部無償化の検討開始など産婦人科医療機関の経営を取り巻く状況は厳しい。人口減少、少産多死社会において生涯にわたる女性の健康をカバーする医療を提供することで、学問的および経営的魅力を発信できるように、母子保健に関わる公的事業の拡充を求めると共に、新たな診療分野の開拓、新規開業、継承などの医療経営相談などの診療所支援に取り組む。会員のDX対応促進や自治体から医療機関への支援情報などへのアクセス向上のため本会HP活用を図る。産婦人科医業全般に関わる問題の発生時には、庶務部会や関連する部会と横断的に緊急対応を行っていく。

### 1. 事業（下線は重点事項）

#### (1) 周産期診療関連（出産費用の見える化、支援のあり方検討への対応）

- 1) 「出産費用の見える化」に関連して適切な分娩費用のあり方やその設定、そして分娩取扱施設の情報を妊婦さんにわかりやすく提供する方法やそのための環境整備を検討する。
- 2) 出産費用の一部無償化の議論への対策として出産を取り扱うため必要なコストなどを医療経営の観点から検討するとともに、現在担保されていない妊娠期から産後のさまざまな医療、支援の報酬化を図り、出産への依存からの脱却による経営基盤の安定と持続可能性向上のための施策を検討する。
- 3) 産婦人科診療所の経営に対する援助を行政から引き出せるよう、日本の周産期医療における有床診療所の必要性を訴える。
- 4) 産婦健診、産後ケア事業の公費助成の充実や広域化を求める方策を検討する。

#### (2) 婦人科および女性ヘルスケア関連

- 1) 不妊症の保険適用化後の実態調査を踏まえて具体的な問題点を抽出してその対応を検討する。
- 2) OTC類似薬の保険適用化の議論の開始を受け積極的な情報収集を行うとともに、女性のライフサイクル全般、思春期診療から全老年期の在宅医療や地域包括ケア、予防医学、オンライン診療などの、導入や集患に有益な情報提供を行う。
- 3) 収益に寄与する保険診療上の工夫や自費診療を行う上での工夫、新たな分野への参入などについて医療保険部会等関係各部と連携し提案する。

#### ○ (3) 経営支援

- 1) 新規開業、継承を含む医療経営について、専門家への紹介につなぐことなどを念頭に相談窓口の設置を検討する。
- 2) 行政の各種補助金・交付金など医療経営に資する情報への会員のアクセス向上を図る。
- 3) 働き方改革など労務関係の情報を会員に伝達するとともに、各施設の経営が圧迫されないような方策を検討する。

上記事業を円滑に実施するため、必要に応じてアンケート調査を実施して会員からの意見の集約を図る。

## 2. 全国医業推進担当者伝達講習会の開催

医業経営に関する知見やアイデアを伝達するため各都道府県産婦人科医会医業推進担当者を対象として伝達講習会を毎年開催してきた。開催形式はこれまで培われてきた方策にWebを併用したハイブリッド開催として医業推進担当者だけではなく広く会員に発信する。

## 3. メディカルスタッフ生涯研修会の開催

要求水準が高まる医療の質の向上とチーム医療推進のためメディカルスタッフ生涯研修会を開催してメディカルスタッフのスキルアップ、リスクリングに務める。CTG判読や母体救命、NCPRなど周産期だけでなく、OC/LEP服薬指導や避妊指導、経口中絶薬なども研修テーマとする。

## 4. 医療と医業の項（日産婦医会報）の継続

医療と医業に関する原稿を会員から募集し、医会報編集部会と協議の上で掲載する。

## 5. 関係各部および関連諸団体との連携

医業推進部会の事業に関連する諸問題については、本会内他関係部門、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、全国有床診療所協議会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図る。

## 6. 委員会

事業を円滑に進めるために医業推進委員会、必要に応じて小委員会・部会を開催する。活動に当たりメーリングリストや積極的にWebやハイブリッド形式での会議を活用する。

## D. 医療保険部会

令和8年度診療報酬改定を受け、改定内容の分析および運用について迅速に検討する。新しい診療報酬は6月診療分から適用されるため、それまでに改定の要点を会員へ周知する。具体的には、4月中に産婦人科社会保険診療報酬点数早見表を改定し、5月には全国医療保険担当者連絡会を開催して全国の担当者へ改定内容を伝達する。医療保険必携も改定し、早期に会員へ配布する。また、医療保険委員会や各ブロックの医療保険協議会での議論を通じて、改定内容の理解を深める。

次に、今回の不採択要望項目を見直し、次期令和10年度診療報酬改定に向けて新たな要望事項を取りまとめる。必要に応じてエビデンスを示すための研究や調査も開始する。日本産科婦人科学会をはじめ、女性医療関連の諸学会と緊密に連携し、内容に応じて外科系学会社会保険委員会（外保連）、内科系学会社会保険連合（内保連）、日本医師会などへ要望を提出する。

本年度は出産費用の無償化について本格的な議論が進む見込みで、現時点では無償化の具体的な制度設計は未定だが、医業推進部会と協力し、学会とも連携しながら、医会としての考え方を厚生労働省等に適切に示していく。

### 1. 産婦人科診療報酬の適正化へ向けた活動

診療報酬改定へのプロセスも様変わりつつある中、産婦人科医療における最善の診療報酬点数のあり方を検討し、施設の機能分担と特徴を活かした適正な産婦人科診療報酬の確保を目指して、関係当局への意見具申を図る。

### 2. 出産費用の無償化への対応

医業推進部会と協同し医会の要望実現に向けて活動する

### ○ 3. 会員への刊行物の作成とその提供

診療報酬点数の改定に際しては、以下の刊行物を作成し、会員に提供する。発刊方法（ホームページや日産婦医会報の利用等）や、昨年度委員会での意見などを参考に、費用対効果の観点も踏まえて対応する。

#### (1) 医療保険必携の改訂

既刊の医療保険必携はいわゆる“青本”の主要部分の抜粋に加え、産婦人科診療における重要と考える部分をトピックスとしてまとめて、医会会員にとって見やすく有用性の高い冊子となるように編集し作成する。

#### (2) 産婦人科社会保険診療報酬点数早見表

発刊方式も考慮しながら、診療報酬点数が改定された際は、早急に「新点数早見表」を作成し、医会会員にホームページにて提供する。

### ○ 4. 診療報酬改定の評価・分析と次期改定へ向けての対応

診療報酬点数が改定された際は、改定内容が会員にメリットがあったかどうかを調査・検証し、低評価の項目は、問題点を分析して次期改定での適正化を図る。

また、診療報酬体系の不合理的な点について検討し改善するよう提言する。

## 5. ブロック会や各都道府県産婦人科医会担当者との連携

### (1) 医療保険に関するブロック協議会や各都道府県医会研修会への協力

医療保険事業の活動推進のため、要請に応じてブロックや各都道府県産婦人科医会の協議会や研修会に協力し、診療報酬点数表の解釈や運用上の疑義に速やかな対応を図る。

### ○ (2) 全国医療保険担当者連絡会

診療報酬点数の改定はもとより、点数の運用や留意事項への周知徹底を図るため、全国医療保険担当者連絡会を開催する。

### (3) 医療保険に関する問題で、特に周知徹底を必要とする事項は、随時都道府県産婦人科医会の担当者を通じて医会会員の研修を企画する。

### (4) 診療報酬の適正化に向けた提言、要望をブロックや都道府県から収集する。

## 6. 疑義解釈に関する解説と医会会員への伝達

疑義解釈に関する解説と医会会員への伝達は、日産婦医会報やホームページ、または医療保険のブロック協議会、各都道府県研修会などの場を活用して行う。

### (1) 医療保険運用上の疑義に関する解説、指導を図る。

### (2) 診療報酬点数運用上の疑義については、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会に諮り検討する。

### (3) 新たに発出された通達等で、重要なものは速やかに医会会員に伝達する。

### (4) 主要な本会の見解、伝達事項は日産婦医会報に掲載し、その周知徹底を図る。

## 7. 関連諸方面との連絡折衝

産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、外保連、内保連など関係諸団体との連絡折衝を図る。

## 8. 委員会

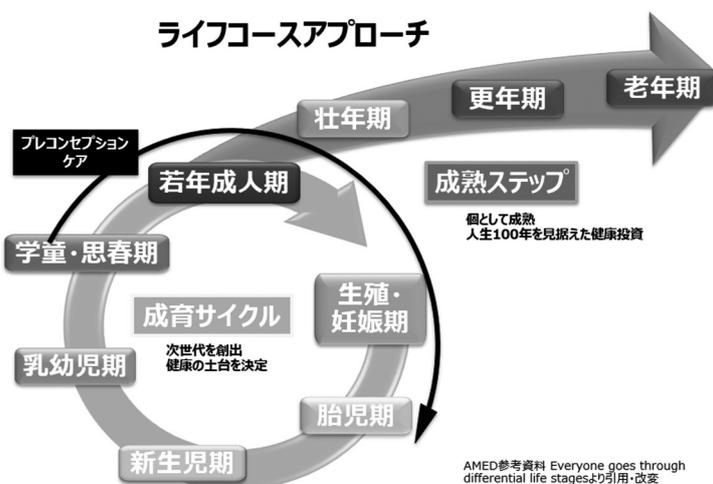
医療保険委員会を存置する。また、必要に応じて医療保険小委員会を開催する。

## IV. 事業支援部

### A. 女性保健部会

本部会は、生涯にわたる女性の健康問題について、政策的に重要な課題を抽出し調査・研究を行い、産婦人科医並びに社会に対して啓発していく活動を行っている。国は骨太の方針において、若い時期からのプレコンセプションケアと、ライフコースアプローチによる健康寿命延伸・生涯活躍を支える予防・健康づくりを、持続可能な経済社会を目指すための政策パッケージに掲げており、本部会の活動を推進していくことはきわめて重要である。

一方日本におけるSRHRは、まだ欧米諸国のレベルに到達しておらず、包括的性教育を中心とする発達段階に応じた健康教育、適正な避妊法の普及、思春期保健を含むプレコンセプションケアの理解と浸透、更年期以降のヘルスケアなど生涯の健康を通して女性活躍を支える活動を行う。さらに性暴力被害者支援を通じてSRHRおよびその推進エンジンであるジェンダー平等の達成を目指して活動していく。



#### 1. 性教育指導セミナー

性教育において必要な情報を学ぶとともに、開催地の参加者同士および全国からの参加者の意見交換により、連携の基盤となる関係性を構築し、好事例の全国展開およびSRHRの推進に直接関与する産婦人科医の性教育への参入を促す。

第48回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（開催担当：宮崎）

メインテーマ：「今こそ学ぼう包括的性教育～宮崎からのメッセージ」

日程：2026年8月2日（日）

場所：宮崎観光ホテル

プログラム等については、開催担当都道府県と連携し支援する。開催後に課題やセミナーのあり方を協議し、次年度事業に活かす。今後の開催地の誘致活動を行う。

今後の予定

- ①第49回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（2027年開催：高知県担当）予定
- ②第50回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（2028年開催：医会担当）予定
- ③第51回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（2029年開催：千葉県担当）予定

## 2. 成育サイクル（特に思春期・若年成人期）の保健に関する活動（思春期成熟期小委員会担当事業）

プレコンセプションケアの中心となる包括的性教育を含めた発達段階に応じた健康教育の推進、計画的な妊娠のためのSRHRの課題解決に向けた取り組み、性暴力被害者支援の充実、ライフプランを見据えたヘルスケアの普及推進などを通じて、成育サイクルにおける女性保健の向上を図る。

### （1）性に関する健康教育

文科省学習指導要領においては、教員が行う性の健康教育について未だ歯止め規定があることから、産婦人科医が地域において医学的観点から発達段階を見極めて性の健康教育を推進することの意義は大きい。単なる性と生殖に関する知識に止まるいわゆる性教育ではなく、関係性や法律、ジェンダーの視点や価値観などを育み、より良い人間関係を築き真の性と生殖におけるWell-beingを目指す包括的性教育の実装を目指す。政策的な課題も含めて整理し、教育関係者とともに包括的性教育への理解増進とその浸透に向けての活動を行う。

#### 1) 性教育講演用スライド

本委員会では2023年にブラッシュアップした中学生向け性教育用標準スライド「思春期って何だろう？性って何だろう？」を広報し、必要に応じて適宜内容をバージョンアップしていく。

#### 2) 「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用の検討と啓発

学校現場において、児童・生徒から月経や妊娠ほか、性に関する質問を受けたときの対応に役立つ「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」を作成・有償提供している。令和5年度作成の改訂版の活用と広報に努める。

#### 3) 包括的性教育の実装に向けた検討

包括的性教育の好事例を研究し、導入しやすい教育コンテンツを教員を交えて作成することに向けて検討を行う。また、令和7年度に設置したWGにおいて、各都道府県での性教育の取り組みについて、学校現場での実践に関する現状把握と課題抽出を行い、好事例の収集とともに包括的性教育として普及・浸透させるための方策を検討する。性教育指導セミナー等を通じて教育関係者と接点を作るよう取り組む。

### （2）女性アスリートのためのワーキンググループの活動

日本産婦人科医会は一般社団法人女性アスリート健康支援委員会の構成団体であり、他の構成団体（日本医師会、日本産科婦人科学会、日本スポーツ協会）や協力団体と連携して、同委員会が主宰する産婦人科医向け講習会やスポーツドクター向け講習会の実施や広報、資料作成、女性アスリートに対する診療に詳しいスポーツドクター等への参加要請等に協力する。

### （3）性犯罪・性暴力被害者支援

#### 1) 「産婦人科医における性犯罪被害者対応マニュアル（実践編）」および「性犯罪被害者診療チェックリスト」改訂版の活用。

#### 2) 性犯罪・性暴力被害者への医療支援に関する課題の整理

都道府県における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設形態や医療支援の実効性などに関する課題の整理に向けて、令

和7年度に設置したWGで引き続き取り組む。

- ①性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや支援団体等、ヒアリングを行う団体を抽出
- ②各団体等の現場担当者および関係学会等にオンラインでヒアリングを行う
- ③課題を整理し、今後、順次取り組むべき事項についてロードマップを作成

(4) 緊急避妊法の適正使用に向けた対応

緊急避妊薬のオンライン診療やスイッチOTC化の状況を踏まえ、適正使用に向けた体制を整備し、性交同意年齢未満または性暴力・性的搾取の被害者へのOTC販売による社会的影響に関する情報収集を行うとともに、確実な避妊法の普及に向けての取り組みを進める。

3. 成熟ステップの保健に関する活動（更年期小委員会担当事業）

国が目指すライフコースアプローチによる健康寿命延伸・生涯活躍を支える予防・健康づくりにおいて、更年期・老年期女性における疾病予防・健康増進は社会経済上大きなインパクトがあり、婦人科としての関わりの意義が増している。

更年期・老年期女性に対する診療は、婦人科外来・オフィスギネコロジーの大きな柱であり、包括的に女性の健康を守る立場として婦人科医がかかりつけ医を目指せるよう、適切な情報をアップデートし支援する。

人口減少社会においては女性の労働力および活躍への期待が大きく、生涯現役を目指す方向で社会制度改革が進んでいることから、働く女性の健康支援の伴走者として産婦人科医が関与する方法を模索する。

(1) 既刊資料の利用促進と活用

- ・「ホルモン補充療法（HRT）の実際・チェックシート」
- ・「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル」
- ・「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」
- ・「尿失禁の診療アルゴリズム」

などの活用を広報し、必要に応じてアップデートしていく。

また、受診者と産婦人科医をつなぐ既発行の小冊子についても、可能な限り内容のチェックとブラッシュアップを試みる。

(2) 更年期女性への健康啓発とパフォーマンス向上に向けた産業保健分野への関与

- 1) 企業の労働衛生管理および健康経営担当者、産業医および保健師向けに作成した「更年期障害」への理解・啓発、婦人科受診推奨のためのスライドを引き続き、広報する。
- 2) 企業の労働衛生管理および健康経営担当者、産業医および保健師向けに、「産業医・保健師のための更年期婦人科相談マニュアル」を作成することを検討する。
- 3) 会員医師が地域社会での講演等で利用できるように冊子やスライド等を作成する。

(3) 更年期・老年期のヘルスケアに関するエビデンスに基づいた情報・医療の普及

- 1) 早発閉経・早発卵巣不全の診断と健康リスクおよびヘルスケアとしての治

療と管理について、その啓発方法について検討する。

- 2) 周閉経期・閉経移行期（40歳以降）におけるOC・LEPの安全な使用に関する情報の提供を検討する。
- 3) ホルモン補充療法（HRT）をめぐる世界的な動向、推奨とリスク管理について、新しい情報を収集しその信頼性を吟味・検討し、必要と考えられる情報を適宜会員へ反映する方法を模索する。
- 4) 骨粗鬆症診療への積極的関与を推進する。「骨粗鬆症の予防と治療のガイドライン」を参考に、最新版の「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」の発刊を計画する。
- 5) 生活習慣病（脂質異常症、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病など）の診断、管理に積極的に婦人科医が関わられるようにするための「生活習慣病診療マニュアル」を、最新の各疾患におけるガイドラインを参考に、改訂することを検討する。
- 6) 過活動膀胱、骨盤臓器下垂・脱および腹圧性尿失禁に対し、薬物療法を行う前の実践すべき行動療法（膀胱訓練や骨盤底筋体操）の実際について、指導する医師、行う患者ともに理解しやすい動画の作成を目指し、その手順について検討する。
- 7) 高齢化社会を背景に増加している骨盤臓器脱に起因する疾患・症状に対するペッサリー等の各種デバイスの特徴と適応を紹介する一覧を作成し、外来で利用しやすい刊行物の作成を検討する。
- 8) 更年期診療、生活習慣病診療が、それにかかる診療時間や特別な管理の対価となるよう、会員の診療報酬向上を目的とし関連した保険収載されている医療制度の整理を行うことを検討する。

#### 4. 関連諸団体との連絡提携

各省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進を行う。特に、日本医師会学校保健委員会に対しては、都道府県・市町村教育委員会と医師会が関与する専門医の学校派遣に、産婦人科医が参画できるように、密に連絡をとり、医会会員に広報する。

日本医師会全国学校保健・学校医大会などに、産婦人科領域のテーマを盛り込むことにより、思春期の性の問題などへの学校医に関与や連携を求める機会を増やす。

また、本会ホームページの一般向け「健康のこと」のサイトの作成に協力する。

#### 5. 委員会

以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を設置する。

## B. がん部会

令和8年度は、精度の高い子宮がん検診（HPV検査、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた活動、HPVワクチンの接種率向上と男性接種に向けた活動、乳がん検診への産婦人科医の参入に向けた活動と支援、また卵巣癌、子宮体癌への対策を主な事業計画として、がん対策委員会メンバーを中心に活動していく。また関係各団体と協働して厚労省等へ働きかけを行う。

### 1. 精度の高い子宮頸がん検診（HPV検査、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた活動

#### （1）わが国の現状を踏まえたHPV検査導入法（HPV検査上乘せ検診、細胞診/HPV検査併用検診）の理解と普及に向けた活動

日本産婦人科医会は子宮頸がん死亡の減少だけでなく、妊孕能並びに女性のQOLを堅持するために高度前がん病変（HSIL）の発見にも力を注いでいる。そのためには感度が高く将来のリスク予測も可能なHPV検査の導入・普及が必要である。

厚生労働省はHPV検査導入にあたり、「5年毎のHPV検査単独法（30～60歳）」を推奨している。しかしながら子宮頸がんの罹患率・死亡率の増加に歯止めがかかっていないわが国においては、現状では受入れがたい導入案である。

日本産婦人科医会は、がん対策委員の先生方の意見をもとに、わが国の現状を踏まえた現実的なHPV検査導入法、すなわちHPV検査上乘せ検診（第一推奨）を提示した。

厚生労働省に対して、わが国の実情・子宮頸がん検診の現状、並びにHPV検査上乘せ検診（HPV検査/細胞診併用）への理解を働きかけていくとともに、HPV検査上乘せ検診の普及に向けた活動を行う。

#### （2）液状化細胞診（LBC）の普及に向けた活動

HPV検査を子宮頸がん検診に導入するに当たっては、プラットフォームとして液状化細胞診（LBC）が必須である。LBCは欧米ではほぼ100%の普及率であるが、本邦では60%強にとどまっている。特に未だに従来法からLBCへの移行が遅れている地域（北海道、埼玉、東京、愛知、大阪、など）を中心に普及活動を行う。

#### ○（3）妊婦の子宮頸がん検診へのHPV検査併用のパイロットスタディ

妊婦の子宮頸がん検診に関しては、出血の問題などから、十分な細胞を採取できないことがしばしばある。そこで、妊婦から採取された細胞を、まず細胞診へ提出し、残検体を用いてHPV検査を施行する。

細胞診とHPV検査の感度、特異度を検討し、妊婦の子宮頸がん検診のあり方を検討する。

### 2. HPVワクチンの接種啓発活動

HPVワクチンは8年以上にわたる積極的接種勧奨の差し控えを経て、2022年4月に勧奨が再開され、3年間のキャッチアップ接種も開始された。

2023年4月には9価HPVワクチンが定期接種に導入された。一方で、2価および4価HPVワクチンについては2026年3月末をもって、定期接種ワクチンからの除外が予定されている。

また男性接種に関しては一部の自治体で助成が始まっているが、定期接種導入に関しては議論の只中にある。HPVワクチンは今まさに新たなフェーズに入っている。

本年度も以下の項目を中心に活動を進め、地方やメディアへの働き掛けも強化していく。

- ・女性の定期接種世代の接種率が伸び悩んでいる。各地域の医会、医師会等と連携した啓発活動を行うとともに、学校教育（がん教育含む）における産婦人科医による啓発活動を支援する。
- ・男性への接種は子宮頸がん減少等、女性への間接予防効果も期待できることから、早期の定期接種導入を国へ働き掛ける。
- ・キャッチアップ接種制度経過措置の終了を踏まえ、定期接種より上の世代においてはプレコンセプションケアの一環としてのHPV感染やワクチン接種の意義について啓発する。女性保健部会と連携して活動する
- ・ワクチン接種を行う地域の医療機関を支援し、HPVワクチン接種や接種後に生じた症状への適切な対応方法、協力医療機関との連携体制などの周知を引き続き行う。
- ・定期接種ワクチンの種類変更（2/4/9価→9価）を周知し、制度変更に伴う過誤接種を予防する。

### 3. 乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援

- (1) わが国で増加傾向著明な乳がん患者の診療に産婦人科医が係わることは、オフィスギネコロジー参入の観点からも意義あるものと考えられる。具体的には、マンモグラフィ読影資格などを多くの産婦人科医が取得するための施策が望まれる。例年どおり乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会を開催する。さらに、今後導入予定の乳房超音波検診に即応するため、乳房超音波読影医の育成の支援も積極的に行う。
- (2) より多くの産婦人科医が乳がん検診に参画することを促すために、昨年引き続き日本女性医学学会などとの共催によりプレ講習会を開催して、マンモグラフィおよび乳房超音波読影資格取得への道を開く。
- (3) 本会のHPに「乳がん検診研修コーナー」をアップし自己研修を可能にしたが、本年度はさらに模擬試験などを含めコンテンツの充実を図る。また日本産婦人科医会、日本産婦人科乳腺医学会等と連携して、研修資料の作成、各地での研修会開催、自己研修可能施設の紹介等を行う。

### 4. 妊娠・産褥期およびプレコンセプションにおける乳がん検診の啓発と普及

妊娠期および産褥期に発見されるいわゆる妊娠関連乳がんは進行例が多く予後が悪いことが知られている。

また妊娠を望む女性への、プレコンセプションケアとしての乳がん検診により妊娠前に早期発見することができれば、卵、胚あるいは卵巣凍結など妊孕性を温存した上で標準治療を受けることが可能となる。

さらに若年女性の乳癌はHBOCなど遺伝性乳癌のリスクが高いことから、卵巣癌のサーベイランスも必要となり、この点からも産婦人科医にとっては重要なテーマである。

2018年に成立した成育基本法の基本的方針には、「若年期に発症することの

多い乳がん検診を推進する」と明記されており、妊婦を含む若年女性の乳がん検診の意義の啓発を進めるとともに、検診体制の確立・普及を図っていく。

(1) 妊娠関連実態を明らかにするために症例の収集を行う。

昨年報告された日本産科婦人科学会のアンケート調査（2018年1月～12月）で、妊娠関連乳がんとして9,823例中13例、約1,250例に1例認められることがわかった。この数字は従来報告されていた3,000例に1例に比べて2倍以上の極めて高い頻度である。若年女性の乳がん罹患率の上昇および妊娠年齢の高齢化により今後も増加していくと考えられ、引き続き情報の収集を行っていく。

(2) 成育基本法に則った妊婦および若年女性（プレコンセプションケア）の乳がん検診の必要性を、当該女性のみならず、産婦人科医、乳腺専門医、助産師等に広報していく。

日本乳癌検診学会の後援を得て、妊娠・産褥期およびプレコンセプションにおける乳がんへの対応に関する講習会を引き続き行う。

(3) 乳房超音波検診を中心とした妊婦および若年女性（プレコンセプションケア）の乳がん検診体制を構築し、可能な地域からスタートする。

上記(1)および(2)を推進するため、妊娠女性および若年女性の乳がん検診において必要となる知識と技量の習得を目的とした講習会を、日本乳癌検診学会の後援を得て行っていく。同講習会の開催については、本年度も引き続き日本産婦人科乳腺医学会および日本乳癌検診学会の理事長および理事会の了承を得ている。

(4) (1)で述べたように日本産科婦人科学会のアンケート結果などをもとに、妊娠女性およびプレコンセプションにおけるブレストアウエアネスおよび乳がん検診の必要性をガイドラインに記載できるように働きかける。

(5) 日本産婦人科乳腺医学会と連携して、乳腺疾患管理に対する知識、技量を備えた、乳房超音波検査ができる（精度管理中央機構の超音波検査試験合格者）エキスパート助産師を育成する。

(6) 乳房超音波検査をアシストするAI診断機器の開発が進んでいる。診断精度や使用方法などの情報の収集および発信を行うとともに、開発業者に対して産婦人科医の求める機能を伝えていく。

(7) これらの事業を進めるために、日本産科婦人科学会（広報、教育、研究）、日本産婦人科乳腺医学会（広報、教育、エキスパート助産師の育成）、日本乳癌検診学会（検診）および助産師会（広報、エキスパート助産師の育成）との協議を始める。

○ (8) 本事業に沿う活動を行っている民間ボランティア団体（シュフレ協会）協力して、若年女性の声を集め政治に働きかけていく。

5. 経膈超音波検査を導入した婦人科がん検診の意義と普及に向けた活動（増加傾向にある卵巣がん、子宮体がんに対する対策）

背景：・近年、わが国においては卵巣がん、子宮体がんの増加が著しい

・子宮がん検診に経膈超音波検査を導入している地域がみられる

・経膈超音波機器が普及しており、またその性能が向上している

・海外や国内から卵巣がん検診に関する新たな知見の報告がでている

婦人科超音波検診研究会議・パイロットスタディ：

子宮がん検診で来院した女性に経膣超音波検査を併用することにより、  
卵巣がん、子宮体がんの発見数を増やすことが可能かを検討。

- (1) 子宮がん検診に経膣超音波検査を導入している地区の現状把握。
  - (2) 検診で発見された卵巣がん、子宮体がんの発見契機、進行期等を集計する。
  - (3) 経膣超音波検査導入地区と非導入地区での検診発見卵巣がん、子宮体がんの早期がんの率等を比較、検討する。
  - (4) 卵巣がん、子宮体がんのスクリーニング基準について検討する。
- (5) 北海道で施行されている子宮頸がん検診時に行う経膣超音波検査で発見された卵巣がんデータを増やす。さらに北海道以外の他地域のデータも集積する。
- (参考) Int J Gynecol Obstet 2025;00:1-7  
(DOI:10.1002/ijgo.70599)
- (6) 経膣超音波検査導入による子宮体癌発見（子宮内膜肥厚の要精検基準の検討 なども含め）についても検討する。

## 6. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が婦人科がん検診事業の円滑化につながるため、厚生労働省、諸学会（日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦人科がん検診学会、日本産婦人科乳腺医学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等）、諸団体との密接な連携を行う。また、行政施策（健康日本21他）や日本医師会事業（かかりつけ医等）、等の諸団体事業への協力、および職責者派遣（委員・役員等）を通じて、検診事業における産婦人科の基盤強化を図る。

## 7. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

## C. 母子保健部会

母子保健部会は、より安全で、質の高い周産期医療の提供体制を構築するため、その問題点を抽出して分析し、その解決に向けて取り組む。効率的な会員研修のためのプログラムの開発や実施を通じ、母体および新生児の予後の更なる向上に向けて周産期のみならず、産後にわたって切れ目のない周産期医療を提供できるシステムの整備を支援するため、以下の事業に取り組む。

### 1. 周産期メンタルヘルスケア推進に向けての事業

妊産婦のメンタルヘルスを評価してケアすること、育児不安を解消すること、健全な母子関係を成立させることなどを含む、産前から産後にわたる継続的なメンタルヘルスケア体制の検討を行い、その整備を推進する。また、この妊産婦のメンタルヘルスケアを乳幼児虐待や妊産婦の自殺予防につなげる。さらに、妊産婦および社会全体に向けて、母子の愛着形成の重要性についての啓発にも取り組む。

本部会の重点事業であり、各都道府県産婦人科医会にも本事業の推進を呼びかけ、その活動を支援する。また、この活動状況を各種学会等でも発表し、その活動の周知を図る。

#### (1) 「第11回母と子のメンタルヘルスフォーラム」開催の支援

事業を推進するため、フォーラムのあり方やプログラム等について開催県と連携するとともに、開催を支援する。

開催予定日：2026年5月31日（日）

開催担当：宮城県産婦人科医会

テーマ：「家族の絆とメンタルヘルス」

#### (2) 「母と子のメンタルヘルスケア（MCMC：Mental Health Care for Mother & Child）研修会」の推進

産科医、保健師、助産師など実際に周産期メンタルヘルスケアを担うスタッフを対象としたMCMC研修会（入門編・基礎編）の地域開催を促進し、周産期医療におけるメンタルヘルスケアのレベルアップを図る。これらの研修会については、地域で開催する入門編・基礎編に加えて、地域での周産期メンタルヘルスケアにおいて指導的役割を担うスタッフを養成するためにMCMC指導者講習会（応用編）を開催する。また、精神科との連携のもとでスーパーバイザー（精神科医）の養成も行う。さらに、フォローアップ研修の体制も整備し、研修会修了者の継続的な研鑽を支援する。

#### (3) 周産期メンタルヘルスケアにおける認知行動療法の導入

認知行動療法の考え方に基づくアプローチを導入し、周産期の抑うつ・不安に対する対応とその研修体制についての検討を行う。これについては、認知行動療法研修開発センター理事長 大野裕先生などの協力を得て行う。

#### (4) 愛着形成の重要性の啓発と養育者を支援するための体制整備

児童虐待や子どもの発達の問題の背景に親子関係や愛着形成の問題が指摘されていることを受け、愛着形成の重要性の啓発および養育者が安心して子どもと向き合える環境を整備していくための支援方法について検討する。

これには、精神科・小児科・行政などとの連携のみならず、発達心理学や脳科学の視点も重要であり、幅広い領域から情報収集を行い、さらに動画な

どの方法により情報発信を行うことも検討していく。

(5) 妊産婦の自殺予防

妊産婦の自殺については、令和4年から自殺統計原票の見直しが行われ、令和5年版自殺対策白書から妊産婦の自殺統計が公表されている。本年度は引き続き医療安全部会やJSCP（厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター）と協働で、妊産婦の自殺の実態やそのリスク要因を明らかにすると同時に、予防のための対策や政策提言に取り組む。

(6) 出産前後の母児ケア体制の検討

1) 産婦健康診査事業・産後ケア事業の実態の把握と課題の検討

産婦健康診査事業については、徐々にこれを行う自治体が増えているが、現在も約2割の地域で公的補助がなく、地域差の大きい状況が続いている。また産後ケア事業については行政もさらなる推進を目指して多職種連携協議会を設置したが、産科医療機関がこれを進めていくためには、人員や病床の確保等、様々な問題がある。アンケート調査などにより、産科医療機関における現状と問題点を明らかにし、医業推進部会並びにこども家庭庁とも連携しながらさらなる事業の普及にむけての検討を行う。

2) 精神疾患合併妊娠に対して、精神科医、公認心理師・臨床心理士などを含む多職種と連携し、地域の実情に即した連携体制の構築を推進する。これについては各都道府県の状況を明らかにすると同時に、行政が推進する「妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業」の導入可否についても検討する。

3) 社会的にリスクを抱える妊婦が安心して出産できるよう行政と連携したケア体制について検討する。

4) 父親の育児参加の重要性が認識されてきているが、父親のボンディング障害、妊婦へのDV、父親の産後うつなどの問題も指摘されている（エコチル調査より）。父親のメンタルヘルスケアの対策についても検討し、有効な対策についての啓発を行う。また今後は育児を母親だけの負担にしないことを明確にしていくために、「母と子」の名称を変更することも検討していきたい。

5) 母子手帳のデジタル化等に伴い、より簡便なメンタルヘルスのスクリーニングツールの開発を検討する。これについては、日本産科婦人科学会および精神科関連学会とも共同で取り組む。

(7) 妊産婦メンタルヘルスケア推進に関するアンケート調査

分娩取扱い医療機関を対象にした妊産婦のメンタルヘルスケアについてのアンケート調査を継続的に行う。

(8) MARCE周産期メンタルヘルス国際学会学術集会における情報交換

九州大学こどものこころの診療部 山下洋特任準教授が代表を務めるMARCE周産期メンタルヘルス国際学会日本支部のメンバーとして、ケープタウン（南アフリカ）で開催されるMARCE周産期メンタルヘルス国際学会学術集会においてシンポジストとして日本の周産期メンタルヘルスケアの実状と課題を報告し、国内外の周産期メンタルヘルスの第一線で活躍している医療関係者との情報交換を行う。

2. 新生児聴覚検査の確実な運用に向けた活動

(1) 日本産科婦人科学会、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会等と協働して新生

児聴覚検査の有用性を発信する。

- (2) 検査機器については自動聴性脳幹反応（AABR）の使用を原則とし、検査陽性者の保護者に対して、その理解を促すとともに、確実に精密検査並びに新生児尿中サイトメガロウィルス核酸検出検査につなげることを目的にチラシを作成する。

### 3. 新生児蘇生技術の普及のための講習会支援

「日本版救急蘇生ガイドライン」（最新版）に基づいた新生児蘇生法（NCPR）講習会を開催し、手技の普及に努める。また、各都道府県産婦人科医会が開催する新生児蘇生法講習会に対し、インストラクター養成およびフォローアップなどの支援を行う。

### 4. HTLV-1母子感染予防対策の推進

- (1) HTLV-1キャリアと診断された妊産婦の支援体制についての検討

HTLV-1キャリアと診断された妊産婦の支援体制については、東京産婦人科医会などと協力して、東京をモデル地区とした東京プログラムを運用しているが、その実態と効果を検証する。

- (2) HTLV-1キャリアにおける水平感染の実態を把握するためにアンケート調査を実施してその状況を把握するとともに、情報発信の方法などを検討する。
- (3) HTLV-1キャリアと診断された妊婦がその状況を理解すること、疾患情報の入手先や支援体制を知ることなどを目的に、全国的に使用可能な情報提供資材を作成する。

### 5. 妊娠希望夫婦に対する妊娠前の健診プログラム（プレコンセプションケア）の普及

妊娠前健診により、妊娠すればハイリスク妊娠となる女性に対し、妊娠前から予防的な管理が可能である。特に不妊治療開始前に、この健診やカウンセリングを実施することで、その後の周産期予後の改善が期待できる。また、妊娠前の心身の健康がこどもの発育・発達のためにも重要であることや、高年齢婚姻、高年齢妊娠予備軍の影響などについての知識を啓発することも重要である。プレコンセプションケアについては昨年、こども家庭庁が「プレコンセプションケア推進5か年計画」を発表したが、ここで作成された啓発資材並びに日本産婦人科医会研修ノート（No. 115）などを用いて産婦人科医が行うべきプレコンセプションケアの内容を整理し、多くの会員がプレコンセプションケアに参画することにより、産婦人科受診の促進につなげる活動を行う。

この事業は「義務教育からの包括的性教育」とも関連しているため、先天異常・女性保健の各部会と協働で行い、さらに成育基本法の実践に向けた取り組みとして関連各科およびこども家庭庁との連携も考慮しながら行っていく。

### 6. 産前産後の予防接種の推進に向けた活動

先天性疾患や院内感染予防のため産前産後の予防接種の効用について啓発する。風疹については昨年「排除宣言」が出されたが、引き続きその経過を注視していく。RSVワクチンについては本年度より定期接種が開始されることに

なったことを受け、先天異常部会および日産婦学会と連携してすみやかな体制整備を目指す。百日咳については、引き続き妊娠中のワクチン接種についての情報提供の方法を検討する。

7. 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供体制の推進支援

白血病などの治療としての幹細胞移植のための臍帯血の公開数が未だ十分でない状況にある。そこで日本赤十字社血液事業部と協力して、『移植に用いる造血幹細胞の適切な提供』のための臍帯血採取事業について、改めて医療機関の理解を得て、「さい帯血バンク」採取施設整備の推進を支援する。

8. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、こども家庭庁、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会等との協力、支援、情報交換を行う。

9. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

## V. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金基金の事業委託を受け、連絡室としては都道府県産婦人科医会の献金担当者の意見を聞き、協力体制の確立に努める。

1. 全国献金担当者連絡会を開催する（各都道府県の事務担当者にも参加していただく）。
2. 連絡会準備打ち合わせ会を開催する。

以上の活動の円滑な遂行のため、献金連絡室を存置する。